

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 豊山町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.3%
全職員	59.3%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	93.0%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	94.7%
26～30年	105.9%
21～25年	97.2%
16～20年	110.3%
11～15年	90.3%
6～10年	98.8%
1～5年	89.2%

#### 【説明欄】

- ・ 給与について、豊山町において基本給を支給した場合にのみ計算対象としている。
- ・ (1) 役職段階別「本庁部局長・次長相当職」には女性職員がいないため、「-」としている。
- ・ (1) 役職段階別「本庁課長補佐相当職」の職員がいないため、「-」としている。
- ・ (2) 勤続年数別「36年以上」には女性職員がいないため、「-」としている。
- ・ 扶養手当は世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.6%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。